

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、より客観的に説明可能な透明性の高い経営を実践し、当社グループとしての企業価値を継続して増大させていくことが、純粋株主会社である当社への株主の最大の要請であると認識しております。

また、グループの経営管理については、グループ各社への権限・責任の委譲を推進する一方で、経営管理機能と内部監査機能の充実に努めてまいります。

経営管理機能に関しては、企業価値向上のための事業ポートフォリオ管理、中期的な経営戦略企画立案、グループ各社の業績モニタリングを中心に、内部監査機能につきましては、改善提案を含めた業務監査と法令等の遵守をモニタリングするコンプライアンス監査を重視して連結経営力を高めてまいります。

株主以外のステークホルダーの位置付けについては、後記「株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況」の3に記載のとおり、その立場を尊重する旨を、グループの価値観・行動基準に掲げております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則1-2-4 議決権の電子行使及び招集通知の英訳】

議決権の電子投票制度は採用していますが、株主に占める外国人比率が低いことから、株主総会招集通知等の英訳は行っておりません。今後の外国人比率の上昇に応じて、英語による情報提供の検討を行います。

【原則3-1-2 英語での情報開示・提供】

株主に占める外国人比率が低いことから、株主総会招集通知等の英語での情報提供は行っていないが、今後の外国人比率の上昇に応じて、英語による情報提供の検討を行います。

【原則4-2-1 経営陣の報酬(業績連動報酬及び自社株報酬との適切な割合の設定)】

取締役の報酬は職責に基づく基本報酬に、成果に応じて変動する報酬を加え個人別に決定しており、現状は現金報酬のみとしています。今後は、中長期的な成長に向けた健全なインセンティブが機能するよう、自社株報酬制度の導入などについて検討を行います。

【原則4-10-1 取締役の指名・報酬検討における独立社外取締役の関与・助言】

2名の独立社外取締役は、取締役会において独立かつ客観的な立場から適切な助言を行っています。今後は、取締役の指名・報酬など特に重要な事項の検討の際も、独立社外取締役の適切な関与との検討を行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は事業展開や取引関係の維持・強化などを総合的に勘案し、必要と判断する企業の株式を保有します。また、毎年、取締役会において保有意義・経済合理性について状況報告を行った上で、投資継続の可否について判断を行っています。取引状況等が希薄になった企業の株式に関しては、売却の検討を行います。当該株式に係る議決権の行使に関しましては、提案されている議案が当社及び投資先企業の双方において、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するか総合的に判断した上で行っております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は取締役による競業取引、利益相反取引や、主要株主等との取引については、その取引状況等を取締役会において審議し、承認することとしています。また、全ての役員に対し、毎事業年度末に関連当事者に関する確認書の提出を求めることにより、取引の有無を把握しています。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

・当社はグループ基本理念及び中期経営計画を策定し開示しています。当社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。(グループ基本理念 <http://www.sala.jp/conce/concept.html>、中期経営計画 平成28年11月期決算短信3. 経営方針(2) 中長期的な会社の経営戦略及び会社が対処すべき課題 http://www.sala.jp/kessan/pdf/170111_kessan4Q.pdf)

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と方針

・当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、本報告書「1. 1 基本的な考え方」に記載のとおりです。当社はコードの趣旨に鑑み、各原則を実施することにより、コーポレートガバナンスのさらなる向上に努めます。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

・当社の役員報酬は株主総会において決議された報酬総額の範囲内で、職責に基づく基本報酬に、成果に応じて変動する報酬を加え、個人別に決定しています。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

・経営陣幹部と取締役の選任にあたっては、社内外から幅広く候補者を選任し、優れた人格、見識と高い経営能力を有することを基準として、総合的に適材適所の観点から選任・指名しています。

・監査役の選任にあたっては、専門的な経験、見識に基づく監査が期待できる候補者を選任・指名しています。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

・取締役・監査役候補者の選任理由は、株主総会招集通知の参考書類に記載しています。

【原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社の取締役会では法令、定款で定められたもののほか、重要度の高い項目を取締役会規則に定め、決議を行うこととしています。その他の業

務執行の決定については、社内規程において明確に定め、取締役会から経営陣に対し適切に権限委譲を行うことにより、迅速な意思決定を図っています。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は独立社外取締役を2名選任しています。独立社外取締役の員数3分の1以上の考え方については、今後も継続して検討を行います。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は社外役員の独立性判断基準について、以下のとおり定めています。

当社は、以下の各号のいずれにも該当しない場合に、当該候補者が独立性を有するものと判断します。

1. 当社又は当社子会社（以下、当社グループ）の重要な業務執行者（注1）
2. 当社グループを主要な取引先とする者（注2）又はその重要な業務執行者
3. 当社グループの主要な取引先（注3）又はその重要な業務執行者
4. 当社の大株主（注4）又はその重要な業務執行者
5. 当社グループの会計監査人又は監査法人の社員等である者
6. 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭（注5）その他の財産を得ているコンサルタント、法律専門家、会計専門家等
7. 当社グループから多額の寄付（注6）を受けている者又はその重要な業務執行者
8. 上記1から7に掲げる者の配偶者又は2親等以内の親族
9. 前各項にかかわらず、当社と利益相反関係が生じうる事由が存在する者

（注）

1. 「重要な業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役員、部長格以上の重要な使用人をいう
2. 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、その者の直近事業年度における連結売上高の2%以上の支払いが当社グループにある取引先をいう
3. 「当社グループの主要な取引先」とは、直近事業年度における連結売上高の2%以上の支払いがある取引先をいう
4. 「大株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者をいう
5. 「多額の金銭」とは、過去3事業年度の平均で1,000万円以上、団体の場合は年間収入の2%を超える額をいう
6. 「多額の寄付」とは、過去3事業年度の平均で1,000万円を超える寄付をいう

【原則4-11-1 取締役会全体のバランス、多様性、規模に関する考え方】

当社の取締役会は、当社グループの事業に精通し豊富な経験を有する社内取締役6名、経営全般に高い見識を持つ社外取締役2名の計8名の取締役と、財務会計に精通し、適切な知見を有する常勤監査役1名、社外監査役として女性1名を含む弁護士2名の計3名の監査役で構成しており、能力や経験等のバランスと多様性を確保しています。

【原則4-11-2 取締役・監査役の上場会社の兼任状況】

取締役及び監査役の上場会社における役員の兼任状況は、株主総会招集通知に記載しています。

【原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

当社は、取締役会の実効性評価のため、外部コンサルタントの助言を得ながら取締役及び監査役に対するアンケートを実施し、その結果を取締役会に報告しております。その概要は次のとおりです。

〔評価項目〕

1. 取締役会の構成
2. 取締役会の運営
3. 取締役・監査役に対する支援体制
4. トレーニング
5. 株主（投資家）との対話について
6. ご自身の取組み
7. 総括

〔評価結果の概要〕

アンケート結果からは、取締役会の構成や資料、審議の内容、情報提供の体制など運営面において概ね肯定的な評価が得られており、取締役会全体の実効性は確保されていることを確認しております。一方、各取締役からは十分な審議時間の確保や、新たに議論すべきテーマの検討、社外役員への情報提供の充実などに関する指摘がありました。今後は、改善すべき課題への対応策を立案し、取締役会のさらなる活性化に向けて取り組んでまいります。

【原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は取締役及び監査役の就任時に、関係法令やコンプライアンスに関する知識習得など、その役割・責務を適切に果たすために必要な情報の提供を行っています。また、社外取締役及び社外監査役に対しては、当社グループの事業や組織等に関する知識習得のための機会を適宜提供しています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は株主との建設的な対話を促進するため、以下のとおり取り組んでいます。

（1）株主との対話全般について、下記（2）～（5）に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣又は取締役の指定

・当社は取締役総務部長をIR担当取締役としています。また、代表取締役専務が総合企画部、総務部、財務戦略部等、IR活動に関連する部署を統括し、建設的な対話の実現に配慮しています。

（2）対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策

・総務部総務グループがIR担当部署として、株主、投資家との対話の窓口となり、IR活動を推進しています。

（3）個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会やIR活動）の充実に関する取組み

・株主、投資家との個別面談や電話取材のほか、株主懇談会の開催や、IRイベントへの参加などにより、対話の充実に努めています。

（4）対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策

・IR活動から得られた重要な情報は、必要に応じて社内会議に報告を行うことにより、取締役や監査役と情報共有を図っています。

（5）対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

・情報開示する内容及び範囲を事前にIR担当部署内で確認することにより、インサイダー情報の管理に留意しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
中部瓦斯株式会社	6,911,784	10.46
サーラコーポレーション従業員持株会	3,846,220	5.82
三井住友信託銀行株式会社	2,920,100	4.42
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,592,920	3.92
株式会社静岡銀行	2,180,887	3.30
ガステックサービス株式会社	2,170,950	3.28
ガステックサービス共栄会	1,948,550	2.95
中部ガス不動産株式会社	1,833,166	2.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	1,530,700	2.31
株式会社三井住友銀行	1,414,760	2.14

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
-------------	----------------

決算期	11 月
-----	------

業種	小売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
-------------------	---------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満
-------------------	------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
一柳良雄	他の会社の出身者								○			
石黒和義	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
一柳良雄	○	一柳良雄氏は、株式会社一柳アソシエイツの代表取締役であります。当社と当社との間には、同社主催セミナー参加費用の支払い等の取引関係がありますが、その金額は僅少であります。	一柳良雄氏を社外取締役として選任したのは、経営コンサルタント及びエネルギーの専門家の視点から、当社グループの経営に関して有益な意見を述べていただくと共に、チェック機能を担っていただくためであります。なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じることのない独立した立場の役員であると考えております。
石黒和義	○	——	石黒和義氏を社外取締役として選任したのは、経営者としての高い見識を活かし、当社グループの経営に関して有益な意見を述べていただくと共に、チェック機能を担っていただくためであります。なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じることのない独立した立場の役員であると考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- ・当社は会計監査人として、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。
- ・会計監査人は期初に、常勤監査役に対し年間の監査計画について説明を行い、両者協議の上、これを決定しております。その協議内容については、定期の監査役会において、他の監査役へ報告が行われております。
- ・会計監査人は年2回、監査役会に出席し、決算監査を含めた監査結果全般について監査役会に報告を行っております。
- ・常勤監査役は必要に応じて、随時、会計監査人との協議を行っております。その協議内容については、定期の監査役会において、他の監査役への報告が行われております。
- ・内部監査部門は期初に、監査役に対し年間の内部監査計画について説明を行い、両者協議の上、これを決定しております。
- ・内部監査結果は監査役に報告され、その妥当性や指摘事項について両者で協議を行っております。また、内部監査部門による指摘事項が改善されない場合は、監査役から改善勧告を行うこととしております。
- ・当社監査役とグループ監査役からなるグループ監査役協議会を、また、グループ監査役協議会メンバーとグループ内部監査部門メンバーからなるグループ監査役会を各々月1回開催し、情報の共有化を図っております。
- ・監査部は当社総合企画部、総務部、財務部等並びに各事業会社管理部門等の内部統制部門と連携して監査計画を策定し、監査結果を報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
杉井孝	弁護士													
村松奈緒美	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉井孝	○	――	杉井 孝氏を社外監査役として選任したのは、法律家の視点から、業務執行の適法性や妥当性、会計の適法性のチェック機能を担っていただくためであります。 なお、同氏と当社との間に特別の利害関係

			はなく、一般株主と利益相反の生じることのない独立した立場の役員であると考えております。 上記のとおり独立性が高いこと、並びに法曹関係者であることから独立役員に選定しております。
村松奈緒美	○	——	村松奈緒美氏を社外監査役として選任したのは、法律家の視点から、業務執行の適法性や妥当性、会計の適法性等チェック機能を担っていただくためであります。 なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じることのない独立した立場の役員であると考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

各取締役の報酬額については、会社業績、組織業績における目標の達成状況並びに経営貢献度等を評価し決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示
取締役の報酬等の額102百万円(うち社外取締役9百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役の報酬額については、会社業績、組織業績における目標の達成状況並びに経営貢献度等を評価し決定しております。また、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

専任部署・担当者は置いておりませんが、取締役会については総務部総務グループが、監査役会については監査部が、それぞれのスタッフとしてサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社では、取締役8名のうち社外取締役は2名であります。
また、社外取締役2名は前記のとおり高い独立性を有しております。
一方、監査役3名のうち社外監査役は2名であります。
社外監査役2名についても、前記のとおり高い独立性を有しております。

従いまして、当社の取締役会は、経営に対する充分な監督機能を有しているものと認識しております。

・取締役会

当社の取締役会は社外取締役2名を含む8名により構成され、当社グループ全体の経営戦略、中長期の経営方針等の審議、重要な意思決定、グループ内の各部門の執行状況のモニタリング等の機能を担っております。

・監査役・監査役会

当社の監査役会は社外監査役2名を含む監査役3名により構成され、取締役会の意思決定並びに各取締役の職務執行について、その適法性及び妥当性を監査しております。監査役3名のうち1名は常勤監査役として常時執務し、社内の主要な会議にも積極的に参加しております。

・経営会議

当社では、取締役会のほか、毎月1回、常勤取締役、常勤監査役及び執行役員によるサラーコーポレーション経営会議を開催し、グループ経営の効率化、意思決定の迅速化、情報の共有化に努めております。

・監査部

当社は内部監査部門として監査部を設置しており、監査役及び会計監査人と連携し、グループ各社を対象に内部監査を実施しております。

・会計監査人

当社は会計監査人として、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。

前事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定有限責任社員 業務執行社員 遠藤 健二	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 加藤 敦貞	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 加山 秀剛	新日本有限責任監査法人

なお、監査業務に係る補助者の構成は公認会計士28名、会計士試験合格者等11名、その他18名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、委員会設置会社ではありませんが、社外取締役及び社外監査役を積極的に招聘することにより、外部からの視点を導入することで客観的合理性のある経営を実現するために、当該体制を採用しております。

/// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	直近の定時株主総会日より18日前に送付しております。
電磁的方法による議決権の行使	三井住友信託銀行のシステムを利用しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	URL http://sala.jp/kessan/index.html 決算情報、適時開示資料、株主優待情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署名 総務部 総務グループ	
その他	名古屋証券取引所主催のIRエキスポに出展し、個人投資家等への説明を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	グループの価値観・行動基準(グループバリュー)として、お客さまを尊重する「サーラ品質経営」、従業員を尊重する「人間力経営」、取引先との共栄「共創経営」、地域社会を尊重する「エリア貢献経営」、株主を尊重する「株主価値経営」を掲げております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境方針を制定し、この方針に定めた「環境理念」の実現をめざした「環境行動指針」の実践に向け、グループ社員が共通して取り組める具体的な仕組みとして「サーラエコプログラム」を推進しております。また、当社子会社において、平成14年に奥三河に山林を購入し、これを「サーラの森」と名づけて、植樹及びその後の手入れを継続して行っております。さらに、平成19年より、当社子会社2社が連携して、廃食用油を再生リサイクルし、バイオディーゼル燃料を精製する事業に取り組んでおります。
その他	当社の役員は11名であり、その男女別の内訳は男性10名、女性1名であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社グループの役職員が、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための規範である「サラーコーポレーショングループ企業行動憲章」及び「サラーコーポレーショングループ行動規範」を定めるとともに、当社グループのコンプライアンス推進組織として「コンプライアンス委員会」を設置することでコンプライアンス態勢の確立を図る。また、内部通報制度である「コンプライアンス・ホットライン」の浸透・定着を推進する。
 - ・専務取締役を当社グループのコンプライアンス責任者とする。また、当社総務部を当社グループのコンプライアンス担当部署とし、コンプライアンス態勢の確立に関する取り組みをグループ横断的に統括する。
 - ・内部監査部門である当社監査部は、総務部と連携のうえ、当社グループのコンプライアンスの状況を監査する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、これらの文書等をいつでも閲覧できるものとする。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・専務取締役を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を当社グループの経営リスクマネジメントの統括組織とし、総務部をグループ横断的なリスクマネジメント担当部署とする。
 - ・各セグメント、各社、各部署等に固有のリスクについては、それぞれの委員会・担当部署等において、その分析や対応策の検討を行い、必要に応じて規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。
 - ・監査部は、総務部と連携のうえ、当社グループのリスク管理の状況を監査する。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・社外取締役の積極的な招聘により、意思決定の妥当性・透明性を高める。
 - ・取締役会は中期経営計画を定め、当社グループの役職員が共有する全グループ的な目標、各セグメントの目標、各部門の目標等を明確化する。
 - ・当社の常勤役員と主要子会社の代表者等による経営会議を毎月1回以上開催し、グループ経営の効率化、意思決定の迅速化、情報の共有化、目標に対する進捗管理等を行う。
- 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・前記1及び3のとおり、コンプライアンス態勢の確立及びリスク管理については、当社グループ全体の課題として推進する。
 - ・後記8のとおり、監査役に報告すべき事項については、当社グループの役職員にて適用する。
 - ・当社の監査部が当社グループ各社の業務監査、コンプライアンス・リスク管理に関する監査を行う。
 - ・当社グループ各社による業務執行のうち重要なものは、一定の基準に基づき経営会議に付議または報告され、さらに重要なものは、取締役会規則に基づき、当社取締役会に付議または報告される。
 - ・当社監査役と子会社監査役は、定期的な情報交換を通じ、当社グループの方針の徹底を図る。
 - ・当社グループ各社は財務報告の信頼性・適正性を確保するため、各事業拠点における財務報告に関わる内部統制システムの整備、運用状況を定期的に評価し、改善を行う。
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・監査役は、監査部所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
- 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査部所属の職員の任命、異動等人事権に係る事項の決定には、常勤監査役の事前の同意を得るものとする。
 - ・監査役の職務を補助すべき使用人が、監査役から指示を受けた業務を行う場合は、監査役の指揮命令に従うものとする。
- 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
 - ・当社及び当社グループ各社の代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会、経営会議等の重要な会議において、随時、業務執行状況の報告を行う。
 - ・当社グループの役職員は、当社グループに重大な損失を与える事項が発生または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、当社の常勤監査役または自らが所属する会社の監査役に速やかに報告する。
 - ・当社グループは監査役への報告を行った役職員に対し、当該報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁ずる。
- その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・常勤監査役と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。
 - ・監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

当社グループの全役職員は、サラーコーポレーショングループ企業行動憲章、サラーコーポレーショングループ行動規範や、当社グループの内部通報制度等が記載されたコンプライアンスカードを、常に携帯することとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況内に記述の、企業行動憲章及び行動規範に、それらの勢力とは断固として対決する旨、また、それらの勢力とは関係を持たず、不当、不法な要求には一切応じない旨規定している。

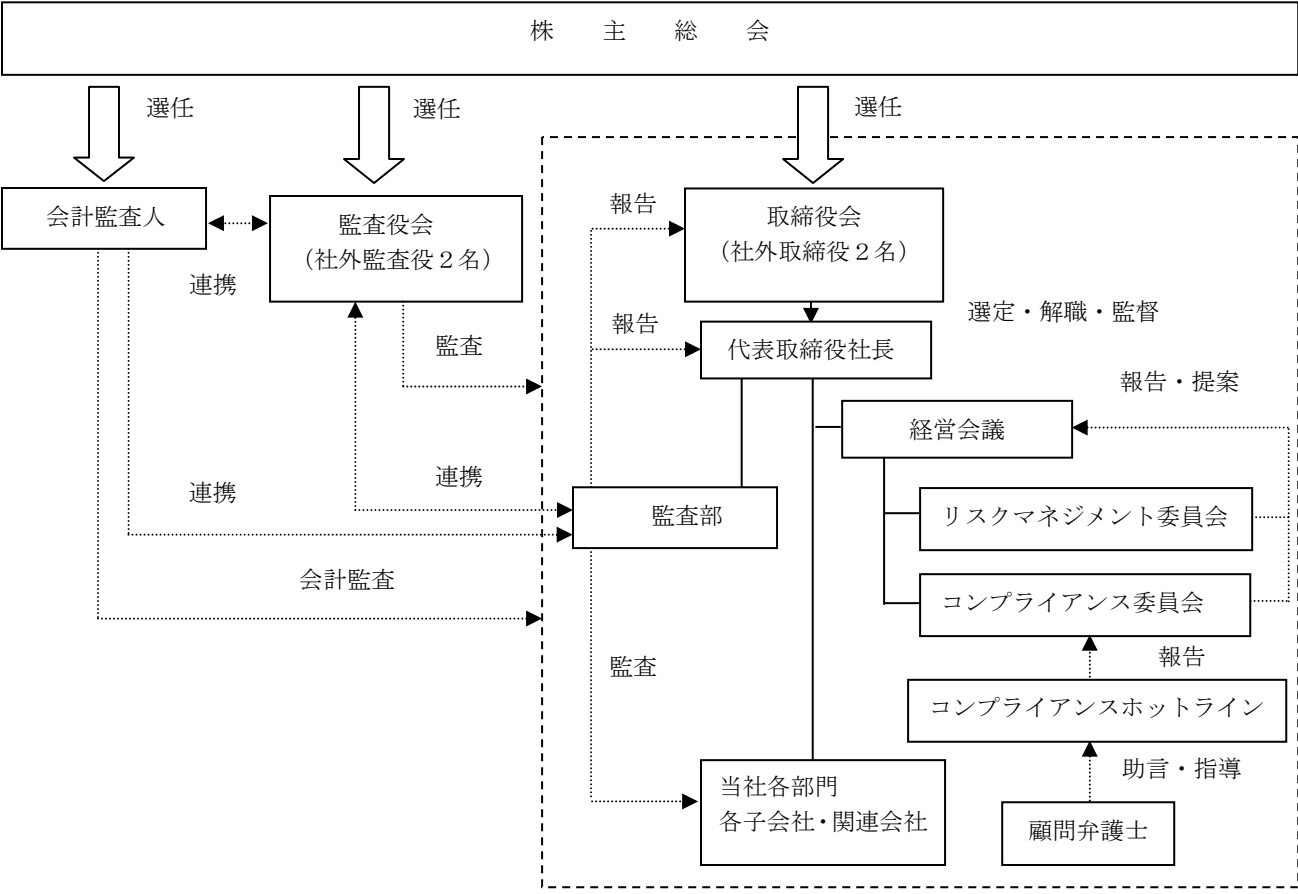
Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



適時開示体制の概要（模式図）

